

地縁団体規約作成例と作成上の留意事項

規約の例を示すと次のとおりです。ただし、これは一般的な例を示したものに過ぎないので、各地縁団体で規約作成に当たっては、規約例及び留意点を参考としながら各地縁団体の実情に合った定めをすることが必要です。

なお、規約には次に掲げる①から⑧の事項が定められていなければなりません。（地方自治法第 260 条の 2 第 3 項）

- ①目的
- ②名称
- ③区域
- ④主たる事務所の所在地
- ⑤構成員の資格に関する事項
- ⑥代表者に関する事項
- ⑦会議に関する事項
- ⑧資産に関する事項

規約例	留意点
〇〇自治会（町内会）規約 第 1 章 総則 （目的） 第 1 条 本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。 （1） 会員相互の連絡事務に関すること。 （2） 生活環境の改善及び向上に関すること。 （3） 住民生活の安全確保に関すること。 （4） 住民の教育、福祉及び文化の向上に関すること。 （5） 住民の健康増進に関すること。 （6） 住民相互の融和と扶助に関すること。 （7） 地域内の高齢者、女性、青年、子ども等の団体活動及び住民のグループ活動の育成及び援助に関すること。 （8） 自治会連合会、地区自治会その他の団体との連絡及び協調に関すること。 （9） 市役所その他官公署との連絡及び協	「会則」や「規則」等でも差し支えありません。 目的の範囲内において、団体は権利義務を有することとなるので、活動内容はできるだけ具体的に記載してください。

第 7 条 第 3 条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、●●に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではない。

(退会等)

第 8 条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

(1) 第 3 条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 本人から●●に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第 3 章 役員

(役員の種別)

第 9 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 人
- (2) 副会長 ●人
- (3) その他の役員 ●人
- (4) 監事 ●人

(役員の選任)

第 10 条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

第 11 条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により、その職務

この規定は、新規に入会を希望する者の入会手続きを定めたものです。「正当な理由」とは、その者の加入によって、当該地縁団体による団体の目的及び活動が著しく阻害されることが明らかであると認められる場合など、その者の加入を拒否することについて、社会通念上も法の趣旨からも客観的に認められるものをいい、極めて例外的な場合に限られます。

本人の退会の意思が確認できるものである必要があります。

本人の退会の意思にいかなる制約も加えることはできません。

地方自治法第 260 条の 5 で、「認可地縁団体には一人の代表者を置かなければならない」とされており、地方自治法第 260 条の 11 及び第 260 条の 12 で、監事についても規定されています。

その他の役員として「会計」や「書記」等の担当役員を置くことも考えられます。その場合には、その役員についての職務を明らかにしておくのが適当です。

を代行する。 3 監事は、次に掲げる業務を行う。 (1) 本会の会計及び財産の状況を監査すること。 (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。 (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会及び役員会に報告すること。 (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会及び役員会の招集を請求すること。 (役員の任期等) 第 12 条 役員の任期は、●年とする。ただし、再任を妨げない。 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。 4 役員が次の事項に該当するに至ったときは、総会の議決を経て解任することができる。 (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。 (2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。 第 4 章 総会 (総会の種別) 第 13 条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。 (総会の構成) 第 14 条 総会は、会員をもって構成する。 (総会の権能) 第 15 条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を決議する。 (総会の開催) 第 16 条 通常総会は、毎年度決算終了後●	役員の解任手続きを定めようとする場合には、選任について総会議決が望まれることから、本条第 4 項のように個別に総会議決を要するものと定めるか、規約において具体的手続を定めることが適当です。 「会議に関する事項」は、規約で必ず規定しなければなりません(地方自治法第 260 条の 2 第 3 項第 7 号)。 総会は、少なくとも毎年 1 回開催する必要がある
---	---

か月以内に開催する。 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。 (1) 会長が必要と認めたとき。 (2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。 (3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。 3 総会において決議をすべき場合において、会員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。 4 前項の場合において、その決議は総会の決議と同一の効力を有する。 (総会の招集) 第17条 総会は、会長が招集する。 2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から●日以内に臨時総会を招集しなければならない。 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の●日前までに文書をもって通知しなければならない。 (総会の議長) 第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選任する。 (総会の定足数) 第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。 (総会の議決) 第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 2 総会において決議すべきものとされた事項について会員全員の書面又は電磁的方	あります（地方自治法第260条の13）。 また、年度終了後3か月以内に財産目録を作成することから（地方自治法第260条の4）、通常総会を年度終了後3か月以内に開催する必要があります。 第3項は「少なくとも5日前までに」通知を行う必要があります（地方自治法第260条の15）。 総会の議長は、必ず会員の中から選出する必要があります。会長は、会員の中から選任されているので、「総会の議長は、会長がこれに当たる。」と規定することも可能です。
---	---

法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなす。

3 前項の場合において、その決議は総会の決議と同一の効力を有する。

(会員の表決権)

第 21 条 会員は、総会において、各々1 箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の 1 とする。

(1) ●●●●

(2) ×××

(総会の書面表決等)

第 22 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第 19 条及び第 20 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第 23 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決

表決権は、会員 1 人 1 票を原則とします。

この規定は、前項の 1 人 1 票の原則の例外として、世帯全体で 1 票とするものです。

この規定により、世帯単位で表決権を行使する場合でも、各個人の表決権を奪うことはできませんので、世帯の代表者 1 人に個人の表決権を委任することにより世帯の表決権を行使することとなります。

どの事項がこれに該当するかについては、世帯単位で活動し、意思決定を行うことが沿革的にも実態的にも地域社会においては是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限られるものでなければなりません(代表者の代表権の制限及び委任、監事や役員会の設置等)。したがって、規約変更、財産処分、解散の議決はこれに該当しません。また、代表者や監事の選任も同項を適用することは、適当とは考えられません。

書面のみによる総会の開催は認められません。

Web 会議等により総会を開催することも可能ですが、直接集まって意見を述べたい会員がいる場合、総会の場所を確保し、その機会を設けることは必要となります。

者及び表決委任者を含む。)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員の●分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から●日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも●日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものと

監事は役員会の構成員にはなれません(表決権等を有しません。)が、役員会に出席し、会務の適切な執行のため、意見を述べるべきと考えられます。

する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において●分の▲以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

財産目録は、認可を受ける時及び毎年1月から3月までの間(特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時)に作成しなければならないこととされています(地方自治法第260条の4)。したがって、事業年度を設定している場合は、事業

(会計年度) 第 35 条 本会の会計年度は、毎年●月●日に始まり、▲月▲日に終わる。 第 7 章 規約の変更及び解散 (規約の変更) 第 36 条 この規約は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、湖西市長の認可を受けなければ変更することはできない。 (解散) 第 37 条 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。 (合併) 第 38 条 本会は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、湖西市長の認可を受けなければ合併することはできない。 (残余財産の処分) 第 39 条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の●分の▲以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。 第 8 章 雑則 (備付け帳簿及び書類) 第 40 条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その	報告や決算も当該年度終了後 3 か月以内に総会で承認を得る必要があります。 一般的には、「4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで」や、「1 月 1 日からその年の 12 月 31 日まで」とする例が多いようです。 本条は、地方自治法第 260 条の 3 に則るものであり、規約の変更は総会の専権事項となっています。 地方自治法第 260 条の 20 及び第 260 条の 21 に則るもので、破産、認可の取消し、総会員の 4 分の 3 以上の同意による総会の決議、構成員の欠亡の場合に解散することになります。 解散の決議と同様に重要な決定であることから、解散決議と同様に総会員の 4 分の 3 以上の議決を経ることが望ましいと考えられます。 解散した認可地縁団体の財産は、営利法人等を帰属権利者とすることは目的に鑑み適当でなく、地方公共団体や当該法人以外の認可地縁団体又は類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属させることが適当であると考えられます。 会員名簿は、変更のあるごとに訂正しなければならないとされています。
--	---

他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。 (委任) 第 41 条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、●●が別に定める。 。 附 則 1 この規約は、●年●月●日から施行する。 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第 33 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。 3 本会の設立初年度の会計年度は、第 35 条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から▲年▲月▲日までとする。	第 41 条において、規約施行上の細則を定める者は、会長でも役員会等でもかまいませんが、必ず委任することについて総会の議決を経る必要があります。細則としては、弔慰金規程や旅費規程などが挙げられます。
--	--